

古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）（第一条関係） 1

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（第二条関係） 2

改 正 案	現 行
<p>（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>第四条 法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第六条第一項若しくは第二項又は第二十四条第一項の規定による許可の取消しに関する事務</p> <p>2 （略）</p>	<p>（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>第四条 法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第六条第一項若しくは第二項又は第二十四条の規定による許可の取消しに関する事務</p> <p>2 （略）</p>

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇二七の二（略）		
二十八 古物営業法（昭和二十四		
1（略）	1（略）	
2（略）	2（略）	
3 古物営業法第七	3 古物営業法第七	千五百円
年法律第八号 第三条、第五 条第二項及び第 四項並びに第七 条第五項の規定 に基づく古物営 業の許可に關す		

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇二七の二（略）		
二十八 古物営業法（昭和二十四		
1（略）	1（略）	
2（略）	2（略）	
3 古物営業法第七	3 古物営業法第七	千五百円
年法律第八号 第三条、第五 条第二項及び第 四項並びに第七 条第四項の規定 に基づく古物営 業の許可に關す		

備考	二十八の二〇百九 (略)	る事務
一・二二 (略)		

備考	二十八の二〇百九 (略)	る事務
一・二二 (略)		